

大垣都市計画道路の変更案の縦覧について

(令和 3 年 10 月 1 日更新)

大垣都市計画道路を変更するにあたり、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

○都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路の変更(岐阜県決定)

3・3・5 南高橋神戸線

3・3・13 長松大井線

3・3・409 大垣大野神戸線

3・6・411 瀬古下宮線 他

大垣都市計画道路の変更(神戸町決定)

3・4・406 前田瀬古線

3・6・407 丈六道横井線

○都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

○縦覧場所

大垣都市計画道路の変更(岐阜県決定)

岐阜県都市建築部都市政策課(県庁8階)及び

神戸町産業建設部建設課

※大垣都市計画道路の変更(岐阜県決定)については、

県ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2430.html>

大垣都市計画道路の変更(神戸町決定)

神戸町産業建設部建設課

○縦覧期間

令和3年10月1日(金)～10月15日(金)

(縦覧時間 8:30～17:15 土日祝日除く)

○その他

神戸町の住民及び利害関係を有する方で、案について意見のある人は、意見、住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称)並びに利害関係の内容を記載した書面を10月15日(金)までに提出することができます。

なお、提出先について、大垣都市計画道路の変更(岐阜県決定)は、岐阜県に、大垣都市計画道路の変更(神戸町決定)は、神戸町へ提出してください。

【お問い合わせ先】

岐阜県都市建築部都市政策課施設計画係

電話:058-272-1111(内線3758)

神戸町役場 建設課 都市計画係

電話:0584-27-0177